

令和7年度 育業中スキルアップ助成金 募集要項

【育業中スキルアップ助成金とは】

従業員のスキルアップのための研修を実施する都内企業等に対し、助成金を支給します。 **従業員が希望し育業中に受講するスキルアップのための研修**が助成対象です。



【交付申請書受付期間】

令和7年3月1日~令和8年2月28日

※研修開始日の1か月前までに申請が必要です。

お問い合わせ先

(公財)東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課「スキルアップ助成金」事務局

電話番号

03-5211-0391(平日9時~17時)*平日12~13時、土日·祝日、年末年始を除く

書類送付先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階 公益財団法人東京しごと財団 「スキルアップ助成金」事務局



目次

1 助	カ成の目的	3
2 具	加成対象事業者の要件	3
3 具	功成対象となる研修の要件	5
4 具	功成対象外の研修	6
5 具	加成対象受講者	7
6 具	加成対象経費	7
7 月	b成対象経費の支払いについて	7
8 具	カ成額及び助成限度額等	8
9 =	手続きの流れ	8
10	申請書類の提出方法	9
11	交付申請について	9
12	交付決定について1	0
13	交付申請の撤回について 1	0
14	研修計画等の変更・中止について1	0
15	研修実施時の注意事項1	11
16	実績報告について1	11
17	額の確定について1	2
18	助成金の請求・振込について	2
19	個人情報の取扱いについて1	2
20	交付決定の取消し、助成金の返還1	3
21	その他	4
提出	書類一覧1	5
1	交付申請1	5
2	実績報告1	8
3	交付申請の撤回1	9
4	変更申請1	9
5	助成金の請求 1	9
別紙	.1 用語説明2	0
	2 業種分類表2	21
別紙	·3 都税の納税証明書について 2	5



1 助成の目的

都内企業等の雇用する労働者(以下「従業員」という。)が、本人の希望により育児休業(以下「育業」という。)期間中に研修を受講する際、その受講料等を支援する企業等に対して経費の一部を助成することにより、従業員の育業を後押しする。

2 助成対象事業者の要件

助成金の申請日から助成対象終了後の実績報告日までの期間を通じて、次の要件をすべて満たしている必要があります。

都内で事業を営んでいる①もしくは②のいずれかに該当する者

① | 次のア及びイに該当する中小企業等であること(以下、「中小企業等」という。)

ア 次の表に掲げる「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員数」のいずれか一方(又は双 方)を満たす企業等(※1)又は個人事業主であること。

業種分類(※2)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員数 (※3)
小売業・飲食業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	3,000 77 157	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3億円以下	300 人以下

- ※1 企業等については、20ページ別紙1「用語説明」をご確認ください。
- ※2 業種分類については、21ページ別紙2「業種分類表」をご確認ください。
- ※3 常時使用する従業員とは、労働基準法第 20 条に基づく解雇の予告を必要とする者をいいます。
- イ みなし大企業(※4)ではないこと
- ※4 みなし大企業については、20ページ別紙1「用語説明」をご確認ください。
- ② | 次のア又はイに該当する大企業であること
 - ア ①アに掲げる表の範囲に該当しない企業等(※1)
 - イ みなし大企業(※4)に該当する企業等(※1)
- 2 |都内に本社又は主たる事業所(支店・営業所等)があること

法人の場合は都内に本店又は支店の登記があること、又は都税事務所に事業開始等申告書を提出 済の事業所があること。(都内で営業実態がなく、法人都民税が免除されている場合は申請できま せん。)個人事業主の場合は、都内の税務署へ開業届を提出していること。

3 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成31年3月19日付30総行革監第91号)に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと



4 過去5年間に重大な法令違反等がないこと

違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合、消費者庁の措置命令があった場合、脱税により重加算税が課された場合など法令違反等があった企業は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。

*同一代表者の申請は、別法人格であっても同一企業からの申請とみなします。したがって、同一代表者の別法人格に重大な法令違反があった場合、助成対象事業者となりませんので、ご注意ください。

5 対動関係法令について、次の①から⑦を満たしていること

- ① 従業員に支払われる賃金が就労する地域の最低賃金額(地域別、特定(産業別)最低賃金額) 以上であること。
- ② 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
- ③ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36 協定)」を締結し、遵守していること。
- ④ | 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。
 - *原則として時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間(年6ヶ月以内まで)、時間外労働が年720時間以内(ただし、いずれも特別条項付きの36協定が必要。)
 - *2024 年 4 月から建設業・ドライバー・医師等についても時間外労働の上限規制が義務化されました。原則として時間外労働は月 45 時間以内、年 360 時間以内。特別条項付き 36協定を締結する場合、ドライバーでは年間の時間外労働の上限が 960 時間、医師では年間の時間外・休日労働の上限が最大 1860 時間となります。また、建設業において「災害時における復旧及び復興の事業」に従事した場合、年間の時間外労働時間の上限が 720 時間以内になります。ただし、時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2~6ヶ月平均 80 時間以内とする規制が適用されません。
- ⑤ 労働基準法第39条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していないこと。
- ⑥ | 前記以外の労働関係法令について遵守していること。
- ② 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとって いること。

6 |都税の未納付がないこと

納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人都民税(個人については個人事業税及び個人都民税)の未納付がある場合は申請できません。詳しくは25ページ別紙3「都税の納税証明書について」をご確認ください。



- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する 風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及 びこれに類する事業を行っていないこと
- 8 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営んでいないこと
- 9 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第3号に 規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する 暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が 暴力団員等に該当する者でないこと
- 10 | 交付申請日から遡り、過去5年間に、偽りその他不正の手段等による交付決定の取消しがないこと

3 助成対象となる研修の要件

次の全ての要件を満たすこと。

1 | 教育機関(※5)が計画した既存の公開研修(※6)であること

- ※5 <u>教育機関とは、</u>職業に関する知識・技能の習得と向上を目的とした教育を行う団体及び組織等を指し、企業等や学校教育法の大学、専修学校、及び各種学校等のことをいいます。
- ※6 公開研修とは、不特定多数を対象として計画された研修で、受講案内がホームページで一般に 公開され、広く受講者を募っているものをいいます。(申請企業等の従業員を対象として計画さ れた研修は、公開研修に該当しません。)
- 2 <u>集合研修(※7)(同時かつ双方向で行われるオンライン研修(</u>※8)を含む。)又は <u>e ラーニング(</u>※9)で あること
 - ※7 集合研修とは、受講者が所定の時間に一斉に受講する研修のことをいいます。
 - ※8 同時かつ双方向で行われるオンライン研修とは、オンライン会議システム等を利用し、受講者が所定の時間に一斉に受講する研修のことをいいます。
 - ※9 <u>e ラーニング</u>とは、オンライン上で配信されるテキストや動画等を活用し、受講者が任意の時間に受講できる研修のことをいいます。
- 3 | 育業中の従業員が、育業期間中に受講する研修であること

ただし、本人が受講を希望する場合に限ります。

- 4 | 受講に係る経費が、受講者1人1研修単位であらかじめ定められていること
 - 一般に公開された受講案内に明記されていることが必要です。
- 5 | 研修に要する経費の2分の1以上を申請企業等が負担していること
- 6 助成を受けようとする研修について国又は地方公共団体から助成を受けておらず、今後受ける予定も ないこと
- 7 | 交付申請時に提出した計画のとおりに実施すること
- 8 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始し、令和8年8月31日までに終了する研修であること



9 |受講者の受講状況について、教育機関の証明を受けられること

実績報告書の提出時に、研修の受講が確認できるもの(18 ページ参照)の提出が必要です。 証明書等の発行等が可能か、交付申請前に申請企業等が教育機関にご確認いただくことを推奨します。

4 助成対象外の研修

次の研修は助成対象となりません。

(1)助成対象とならない訓練の実施方法

- ① 通信(添削方式)によるもの
- ② 国又は地方公共団体が主催しているもの(委託しているものを含む。)
- ③ 申請企業等と資本関係等のある教育機関が提供するもの 資本関係等のある教育機関とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。
 - ・申請企業等の親会社・子会社・グループ企業等
 - ・申請企業等の代表又は役員等が所属又は関与している会社等
 - ・申請企業等の代表又は役員等の親族が経営する会社等
 - ・申請企業等と顧問契約を結んでいる会社等
- ④ サブスクリプション形式で提供される研修(定額制の研修)

(2)助成対象とならない研修の内容

- ① 趣味・教養を身につけることを目的とするもの
 - (例) 日常会話程度の語学 など
- ② 通常の業務に付随する内容のもの
 - (例)経営改善の指導、業務連絡会、成果発表会、マニュアル作成、作業環境の整備、経営方針・ 社内規定・部署等の説明、自社が取り扱う商品・サービス等の説明 など
- ③ 教育等の実施が法令等で義務付けされているもの
 - (例)特別教育(労働安全衛生法第59条、第60条及び第60条の2)及び第99条の2に該当する 講習
- ④ 見学会、研究会など、研修とはみなせないもの
- ⑤ 技能・知識の習得を目的としていないもの (例)経営理念の浸透、従業員の意識改革 など
- ⑥ 適性検査や試験問題のみで構成されているもの
- ⑦ 資格試験(講習を受講しなくても単独で受験して資格を得られるもの)
- ⑧ 医業行為又は医業類似行為を行うもの(例)あん摩マッサージ指圧、柔道整復、整体、カイロプラクティック など
- ⑨ その他、公的資金の助成を受ける研修として適切でないもの



5 助成対象受講者

次の全ての要件を満たす者であること。

(1)申請企業等の従業員

- *申請企業の代表及び個人事業主本人は該当しません。
- *役員は、雇用保険に加入している場合のみ従業員として扱います。
- (2)4週間以上の育業を取得し、育業期間中に研修を受講した者
- (3)育業開始直前の勤務事業所の所在地が都内である者

6 助成対象経費

(1)助成対象となる経費

助成対象となる研修(助成対象受講者が受講したもの)に係る次の経費のうち、申請企業等が負担した部分を助成対象とします。ただし、受講者1人1研修単位で金額が算出できるものに限ります。

- ① 受講料
- ② 教科書及び教材代
- ③ 研修に付随する登録料・管理料
- ④ 研修受講時の託児サービス利用料

(2)助成対象外となる経費

- ① パソコンやオンライン機器類等、設備の購入費用 等
- ② インターネット回線使用料、通信料 等
- ③ 食事代、交通費及び宿泊費 等
- ④ 消費税
- ⑤ 振込手数料、送料 等
- ⑥ 助成対象経費の支払いによりポイント等を取得した場合のポイント分

助成対象経費について、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

*申請企業等の研修経費の負担に係る留意点

助成対象となる研修に係る経費のうち、申請企業等が実際に負担した部分を助成対象とします。そのため、申請企業等の教育機関に対する研修経費の支払いが完了しているか否かにかかわらず、申請企業等が、教育機関等から、実施済みの研修経費の全部または一部につき、申請企業等の負担額の実質的な減額となる金銭の支払い(研修経費の返金を含む。)を受けた場合や受ける予定のある場合等には、減額部分は助成対象外となります。

7 助成対象経費の支払いについて

(1)申請企業等が全額負担する場合

助成対象経費は、申請企業等の口座から、金融機関による振込払いにより支払いをしてください。



(2)受講者が一部負担する場合(原則)

- ① 受講者から教育機関への支払い 受講者から教育機関へ、助成対象経費全額の支払いをしてください。
- ② 申請企業等から受講者への支払い

申請企業等の口座から受講者本人の口座へ、受講者が支払った経費の2分の1以上を、金融機関による振込払いにより支払いをしてください。

*実績報告時に、助成対象経費の支払いが確認できるもの(18ページ参照)の提出が必要です。

8 助成額及び助成限度額等

(1)助成額

申請企業等の区分	助成額
中小企業等	助成対象経費の3分の2
大企業	助成対象経費の2分の1

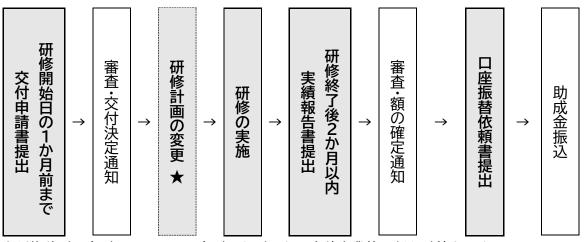
(2)助成限度額

令和7年度育業中スキルアップ助成金の交付決定ができる金額は、1申請企業等あたり100万円が 上限です。

なお、上限額に達するまで複数回の申請が可能です。

9 手続きの流れ

色のついている部分が、申請企業等が行う手続きです。



★研修計画の変更については、変更の必要のある申請企業等が行う手続きです。



10 申請書類の提出方法

(1)提出方法

交付申請書の提出時に、紙申請又は電子申請を選択してください。以降、口座振替依頼書提出までの 全ての手続きを、交付申請書の提出時と同一の申請方法にて行っていただきます。

① 紙申請

以下の事務局宛てに、送付物の追跡が可能な方法(簡易書留、レターパック等)により送付してください。

T102-0072

東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階 公益財団法人東京しごと財団「スキルアップ助成金」事務局 *「申請書類在中」と記載してください。

② 電子申請

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム(以下「Jグランツ」という。)上の、本助成金の申請フォームから提出してください。

* J グランツを利用するには、「GビズID」アカウントの取得が必要です。 GビズIDの発行には時間がかかるため、余裕をもって準備してください。

(2)代理人による提出について

申請企業等以外の代理人(以下「提出代行者」という。)が提出を代行することが可能です。ただし、 各申請に係る教育機関が代行することはできません。

提出代行者が申請書等を提出する場合、委任状を添えて、紙申請によりご提出ください。(電子申請の場合、「グランツの仕様上、提出代行者による提出はできません。)

なお、提出された書類の内容に関する確認については、申請企業等の事務担当者にご対応いただきま す。

11 交付申請について

(1)提出期限

① 紙申請の場合

研修開始予定日の1か月前(当日消印有効)まで

② 電子申請の場合

研修開始予定日の1か月前(23 時 59 分)まで

研修開始予定日の1か月前とは…

- (例) 開始予定日 10 月 18 日 → 提出期限 9 月 18 日まで
- *研修開始予定日が末日で、1か月前の末日が31日以外の場合はご注意ください。
 - (例)研修開始予定日 10 月 31 日 → 提出期限 9 月 30 日まで 研修開始予定日 3 月 31 日 → 提出期限 2 月 28 日まで



(2)交付申請書受付期間

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

*研修開始予定日の1か月前までに申請が必要です。ただし、令和7年4月1日から4月14日の間に開始予定の研修については、令和7年3月15日まで申請を受け付けます。

なお、助成限度額の範囲内であれば、複数回に分けて申請が可能です。

*予算の範囲を超えた場合は、受付期間内であっても受付を終了することがあります。

(3)提出書類について

15ページの提出書類一覧を参照してください。

(4)注意事項

- ① 提出書類に不足がある場合、申請企業等の事務担当者(委任状がある場合は提出代行者)に連絡をさせていただきますので、本助成金事務局の指定する日までにご提出をお願いします。
- ② 提出書類の内容等に不明な点がある場合には、申請企業等の事務担当者に確認の連絡をさせていただきます。
- ③ 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類についても追加で提出を求める場合があります。

12 交付決定について

- (1) 審査結果は、紙申請にて受付した場合は郵送で、電子申請にて受付した場合は J グランツで、申請 企業等宛てに通知します。
- (2) 審査の結果、助成要件を満たさない場合、交付決定されないことや交付申請額から減額して交付決定することがあります。また、交付決定にあたり、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (3) 交付決定額は助成金交付の上限額を示しています。実際に支給される助成金の額は、実績報告書の提出後に確定します。
- (4) 審査の経過や結果に関するお問合せには一切応じられません。
- (5) 本助成金事務局の指定する日までに追加書類の提出がない場合や、問合せに対して十分な回答がない場合には、当該申請を辞退したものとみなします。

13 交付申請の撤回について

交付申請後に申請を取り下げる場合又は交付決定後に申請を撤回したい場合、速やかに交付申請撤回 届出書を提出してください。

なお、交付決定日(交付決定通知書に記載の日)から 14 日(当日消印有効)を経過以降の撤回はできません。

14 研修計画等の変更・中止について

(1)研修計画等の変更について

やむを得ない事情により交付決定後に研修計画等を変更する場合には、以下の期限までに変更承認



申請書をご提出ください。期限までに申請がない場合、計画通りに実施されないものとして助成対象外となります。なお、申告期限直前に変更となった場合には、至急本助成金事務局宛てに変更内容を電話・メール等によりご申告ください。その後の手続き方法をお伝えいたします。

以下、変更が可能な事項です。以下事項に該当しない研修内容等に関する事項につきましては、変更はできません。※受講者についても変更はできません。

変更事項	<u>申告期限</u> (いずれも研修開始時間まで)
	計画日又は変更予定日のいずれか早い日
TT 6夕 口 吐.	(例)計画時の研修実施日:7 月 10 日
研修日時	変更予定の研修実施日:7 月 8 日
	申告期限:7月8日の研修開始時間まで

(2)企業等の情報変更について

申請企業等の情報のうち、名称、所在地、代表者氏名又は印影に変更があった場合は、登記簿謄本、 印鑑証明書の変更が完了したのち1か月以内に、本助成金事務局宛てに電話・メール等によりご申告く ださい。その後の手続き方法をお伝えいたします。

(3)研修の中止について

研修の一部又は全部を中止する場合、実績報告書にて未実施の旨を報告してください。 (全部中止の場合でも、実績報告額を0円とした実績報告書の提出が必要です。)

15 研修実施時の注意事項

- (1)必要に応じ、研修の実施状況調査を実施しますのでご協力ください。(事前通知を行わない場合があります。)なお、調査時の実施内容と研修計画が異なっているなど、疑義がある場合には助成金を支給しないことがあります。
- (2)研修終了後、教育機関より、研修の受講及び経費の支払いが確認できる書類(18ページ参照)を取得してください。(実績報告時に提出していただきます。)

16 実績報告について

(1)提出期限

助成対象となる研修の最終日から2か月以内にご提出ください。

- (例) 研修最終日9月10日 → 提出期限11月10日まで
- (例) 研修最終日 12 月 31 日 → 提出期限 2 月 28 日まで

※研修最終日が末日の場合はご注意ください。

期限までに提出できないやむを得ない事情がある場合、事前にご相談ください。なお、事前の相談なく、提出期限までに実績報告書が提出されない場合は、本助成金の交付決定を取り消すことがあります。



(2)提出書類について

18ページの提出書類一覧を参照してください。

(3)注意事項

- ① 提出書類に不足がある場合、申請企業等の事務担当者(委任状がある場合は提出代行者)に連絡をさせていただきます。
- ② 提出書類の内容等に不明な点がある場合には、申請企業等の事務担当者に確認の連絡をさせていただきます。
- ③ 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類についても追加で提出を求める場合があります。

17 額の確定について

- (1) 審査結果は、紙申請にて受付した場合は郵送で、電子申請にて受付した場合は J グランツで、申請企業等宛てに通知します。
- (2)審査の結果、助成要件を満たさない場合、実績報告額から減額して助成金の額を確定することがあります。
- (3) 審査の経過や結果に関するお問合せには一切応じられません。
- (4) 期限までに実績報告書が提出されない場合や、問合せに対して十分な回答がない場合には、助成金の交付決定を取り消すことがあります。
- (5) 本助成金事務局の指定する日までに追加書類等の提出がない場合や、問合せに対して十分な回答がない場合には、当該実績報告時を辞退したものとみなし、助成額を0円と確定することがあります。

18 助成金の請求・振込について

- (1)額の確定通知に同封されている請求書兼口座振替依頼書を、額の確定通知後1か月以内にご提出ください。
- (2)請求書兼口座振替依頼書を提出後、おおむね1か月程度で助成金を振り込みます。
- (3) 本助成金事務局の指定する日までに請求書兼口座振替依頼書の提出がない場合や、問合せに対して十分な回答がない場合には、当該助成金の請求を辞退したものとみなし、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

19 個人情報の取扱いについて

(1)個人情報の保護について

提出された書類等に含まれる個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「公益財団法人東京しごと財団個人情報保護基本方針」及びその他の関係法令に基づいて管理します。 提出書類に助成事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする 等の対応をお願いします。



(2)利用目的

- ① 審査にあたり外部専門家に意見を聞くことがあります。
- ② 本助成事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- ③ 本助成事業の普及啓発のために使用する場合があります。
- ④ 他の補助金制度など各種事業案内やアンケート調査依頼等の送付を行う場合があります。 *上記④を辞退される方は、本助成金事務局まで連絡してください。

(3)第三者への提供(以下により行政機関へ提供する場合があります。)

- ① 提供する目的
 - ア 財団から行政機関への事業報告
 - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等の送付 *上記イを辞退される方は、本助成金事務局まで連絡してください。
- ② 提供する項目氏名、連絡先等及び申請書に記載の内容
- ③ 提供手段提供資料(申請資料等)の写し

(4)「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い

本申請等において J グランツでご提供いただいた法人情報等について、東京都によるデータ収集にご同意いただいた場合は、上記(2)及び(3)にかかわらず、今後、東京しごと財団をはじめ、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の <math>J グランツでの申請手続きの際にデータ入力を省略可能とする取組に利用させていただきます。

東京都によるデータ収集に関する同意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

*「手続きサクサクプロジェクト」の詳細及びお問い合わせ先は以下 URL 先をご確認ください。 https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ict/base_registry

20 交付決定の取消し、助成金の返還

(1)以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- ② 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき
- ③ 申請要件、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に違反したとき
- ④ 廃業、倒産等により、助成事業の実施が客観的に不可能となったとき
- ⑤ 申請企業等(代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき
- ⑥ 申請の要件に該当しない事実が判明したとき
- (7) 財団の指定する日までに書類等の提出がない場合や、問合せに対して十分な回答がないとき
- ⑧ その他の補助金等の支給決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は要綱等に基づく命令に 違反したとき
- ⑤ その他、東京しごと財団理事長が支援するに適当でないと判断したとき



(2)助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

21 その他

- (1)助成事業に係るすべての関係書類及び帳簿類は、交付決定のあった日の属する会計年度の終了後、 5年間保存してください。
- (2)本助成事業は、この募集要項によるほか、本助成金交付要綱及び実施要領の定めるところに従って実施されます。



提出書類一覧

申請書類の提出にあたっての注意事項

- (1) 申請様式は、東京しごと財団ホームページ上の本助成金のページよりダウンロードできます。 https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/skillup/boshu/skill-R7ikugyo.html
- (2) 申請書類の作成にあたっては、鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。
- (3) 申請書類の作成・提出等に係る経費は申請企業等の負担となります。
- (4)提出前に必ず、全ての提出書類等の控えを保管してください。(提出書類の返却や送付依頼には一切応じられません。)
- (5)初回申請時のみの提出書類は、令和7年度事業内スキルアップ助成金、事業外スキルアップ助成金、DXリスキリング助成金、育業中スキルアップ助成金のいずれかのうち、最も早い交付申請時のみ提出してください。(以降の交付申請時は省略可能です。)
- (6)提出書類に不備や誤記等がある場合、書類の再提出をお願いすることがあります。(企業等の名称、所在地、代表者職・氏名、印影が印鑑証明書と異なる場合には、必ず当該書類を再提出いただきます。)

1 交付申請

提出書類	注意事項
育業中スキルアップ助成金	・申請日を記入すること
交付申請書(様式第1号)	・企業等の名称、所在地、代表者職を、履歴事項全部証明書(個人
	事業主の場合は印鑑登録証明書)のとおり記入すること
	・代表者氏名は代表者が自署すること。自署でない場合、印鑑証明
	書の印を押印すること(電子申請の場合、代表者名の印字のみで
	可)
助成対象額計算書(様式第2号)	・ <u>記入例</u> をもとに作成すること
研修計画(様式第3号)	・助成対象額計算書に記入した全ての研修分を作成すること
	・記入例をもとに作成すること
	・研修ごとに、受講案内を添付すること
受講案内	以下の内容がすべて公開されているホームページ等の写し
	①研修名、研修内容
	②研修の日時・研修時間数(e ラーニングの場合、研修の標準学習
	時間数)
	③1人1研修単位の受講料
	④教科書・教材費
	⑤研修に付随する登録料・管理料に該当する経費の金額



託児サービスの利用案内	・助成対象経費に研修受講時の託児サービス利用料を計上する場 合のみ提出すること		
	・託児サービスの提供事業者名及び託児サービス利用料が明記さ れていること		
教育機関の概要	・研修を実施する全ての教育機関の概要を提出すること・教育機関の事業概要等がわかること(ホームページの写し等)		
誓約書(様式第4号)	・交付申請書の申請日と同日以前の日を記入すること		
	・誓約内容に相違ないことを確認すること		
	・企業等の名称、所在地、代表者職を、履歴事項全部証明書(個人		
	事業主の場合は印鑑登録証明書)のとおりに記入すること		
	・代表者氏名は代表者が自署すること。自署でない場合、印鑑証明		
	書の印を押印すること(電子申請の場合、代表者名の印字のみで		
	可)		
受講者の育業期間が確認できる書類	・育児休業取扱通知書、育児休業申出書等の写しを提出すること		
	・育業の期間が明記されていること		
	・育業期間内に研修実施日が含まれていること		
育業中の研修受講に関する申立書	・受講者本人が記入し、自筆で署名すること		
(参考様式6)	・申請企業等と受講者の経費負担額が明記されていること		
代理人(提出代行者)が提出する場合			
委任状(参考様式1)	・提出代行者の情報を正しく記入すること		
	・企業等の名称、所在地、代表者職を、履歴事項全部証明書(個人		
	事業主の場合は印鑑登録証明書)のとおりに記入すること		
	・代表者氏名は代表者が自署すること。自署でない場合、印鑑証明		
	書の印を押印すること		
初回申請時のみ			
会社案内または会社概要	・ホームページの写し等を提出すること		
組織図	・部署名のわかるもの		
法人の場合			
印鑑証明書	・発行日から6か月以内のもの(原本)		
	・電子申請の場合は提出不要		
商業·法人登記簿謄本	・発行日から6か月以内のもの(原本)		
(履歴事項全部証明書)	・電子申請の場合は原本のスキャンデータを添付すること		
	・登記された本店又は支店の所在地が都内であること。いずれも都		
	内にない場合、都内事業所に係る事業開始等申告書提出済証明書		
	(都税事務所の発行するもの)も提出すること		
法人都民税・法人事業税の 納税証明書	・25 ページ別紙3「都税の納税証明書について」参照		



個	個人事業主の場合				
	印鑑登録証明書	・個人事業主本人のもの(原本)			
		・発行日から6か月以内のもの			
	個人事業の開業・廃業等	・都内の税務署に提出したもの(写し)			
	届出書	・師内の枕彷者に提出したもの(子し)			
	個人都民税(居住地分·事業所				
	地分)の納税証明書				
	※居住地分と事業所地分の市	・25 ページ別紙3「都税の納税証明書について」参照			
	区町村が同じ場合は1枚				
	個人事業税の納税証明書				



2 実績報告

2 美額報告				
提出書類	注意事項			
育業中スキルアップ助成金	・申請日を記入すること			
実績報告書(様式第7号)	・企業等の名称、所在地、代表者職を履歴事項全部証明書(個人事業主			
	の場合は印鑑登録証明書)のとおりに記入すること			
	・代表者氏名は代表者が自署すること。自署でない場合、印鑑証明書			
	印を押印すること(電子申請の場合、代表者名の印字のみで可)			
助成対象額計算書(様式第2号)	・交付申請時に作成したもの(又は変更承認後のもの)に実績を記入す			
	ること			
	・ <u>記入例</u> をもとに作成すること			
研修計画(様式第3号)	・交付申請時に作成したもの(又は変更承認後のもの)に実績を記入す			
	ること			
	・記入例をもとに作成すること			
	・研修ごとに、研修の受講が確認できるもの及び助成対象経費の支払い			
	が確認できるものを添付すること			
研修の受講が確認できるもの	・教育機関の発行する、研修の受講が確認できるものを提出すること			
	(例)修了証書、教育機関のホームページ等から確認できる受講履歴 等			
助成対象経費の支払いが確認で	- -			
申請企業等が全額負担する場	·合			
申請企業等から教育機	・研修ごとに、以下の2点を提出すること			
 関や託児サービス提供事	①口座振込の控え又は通帳の写し(口座情報がわかる部分及び支払い			
│	の記帳部分)			
できるもの	②領収書(研修に係る経費の領収書は、但し書きに研修名・日程・受			
	講者名※が明記されたもの)			
	*上記の「研修の受講が確認できるもの」で、受講者全員の名前が			
	確認できる場合は省略可			
 受講者が一部負担する場合				
受講者から教育機関や	・宛先が受講者本人である領収書(研修に係る経費の領収書は、但し書			
	きに研修名・日程・受講者名※1が明記されたもの)を提出すること			
	※1 上記の「研修の受講が確認できるもの」で、受講者全員の名前が			
るもの	確認できる場合は省略可			
申請企業等から受講者	・研修ごとに、以下の2点を提出すること			
への支払いが確認でき	① 口座振込の控え又は通帳の写し(口座情報がわかる部分及び支払			
るもの	いの記帳部分)			
	② 当該研修に対する支払いであることがわかるもの			
	(例)支払証明書 等			
	・申請企業等が受講者に対し、助成対象となる経費の2分の1以上を支			
	払っていること			



3 交付申請の撤回

提出書類	注意事項				
交付申請撤回届出書	・届出日を記入すること				
(様式第6号)	・企業等の所在地、名称、代表者職を、履歴事項全部証明書(個人事業				
	主の場合は印鑑登録証明書)のとおりに記入すること				
	・代表者氏名は代表者が自署すること。自署でない場合、印鑑証明書の				
	印を押印すること(電子申請の場合、代表者名の印字のみで可)				

4 変更申請

提出書類	注意事項
変更承認申請書(様式第1	0号) ・申請日を記入すること
	・企業等の所在地、名称、代表者職を履歴事項全部証明書(個人事業主
	の場合は印鑑登録証明書)のとおりに記入すること
	・代表者氏名は代表者が自署すること。自署でない場合、印鑑証明書の
	印を押印すること(電子申請の場合、代表者名の印字のみで可)
	・変更箇所がわかる書類を添付すること
研修計画を変更する場合	
研修計画(様式第3号)	・変更箇所を二重線で消し、赤字で訂正したもの
受講案内	・変更後の内容が明記されていること
	・変更内容が確認できる通知等でも可
事業者情報を変更する場合	
印鑑証明書	・変更後の情報が記載されたもの(原本)
	・電子申請の場合は提出不要
商業·法人登記簿謄本	・変更後の情報が記載されたもの(原本)
(履歴事項全部証明書)	・電子申請の場合は原本のスキャンデータを添付すること

5 助成金の請求

提出書類	注意事項		
請求書兼口座振替依頼書	・請求日を記入すること		
(様式第9号)	・請求額に誤りがないことを確認すること		
	・企業等の所在地、名称、代表者職・氏名を履歴事項全部証明書(個人		
	事業主の場合は印鑑登録証明書)のとおりに記入すること		
	・印鑑証明書の印を押印すること(電子申請の場合、代表者名の印字の		
	みで可)		



別紙1 用語説明

※1 企業等

企業等とは、次のいずれかに該当する法人等で、国又は自治体が出えん又は監理等する団体及びこれ に準ずる団体以外のものをいう。

- ・会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に定める「会社」
- ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第3条第2号に定める 「特例有限会社」
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等
- ・弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの
- ・公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの
- ・税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの
- ・行政書士法(昭和26年法律第4号)第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの
- ・司法書士法(昭和25年法律第197号)第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- ・弁理士法(平成12年法律第49号)第37条第1項で定める「弁理士法人」に該当するもの
- ・社会保険労務士法(昭和 43 年法律第 89 号)第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当する もの
- ・土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- ・法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2の「公益法人等」(医療法(昭和23年法律第235号)第39条で定める医療法人、及び法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。)に該当するもの。ただし、以下の(ア)から(エ)のいずれかを満たすものは除く。
 - (ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - (イ)特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (ウ)後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
 - (エ)法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体及び運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ・法人税法別表第3の「協同組合等」に該当するもの
- ・労働者協同組合法(令和2年法律第78号)で定める「労働者協同組合」に該当するもの

※4 みなし大企業

みなし大企業とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・大企業(中小企業者以外の者)が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配する力を有していると考えられる。



別紙2 業種分類表

業種分類の確認方法

- ① 総務省が所管する日本標準産業分類をご覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示から、あてはまる産業分類をご確認ください。
 - ※ e-Stat (政府統計ポータルサイト) 内の統計分類・用語の検索より、キーワード検索ができます。 https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10
- ② 下表により、該当する産業分類がどの業種分類に該当するかを確認してください。

	大分類		中分類(一部小分類)	業種分類
۸	農業、林業	1	農業	
Α		2	林業	
Б	\42.4¥	3	漁業	
В	漁業	4	水産養殖業	
С	鉱業、採石業、砂利採取業	5	鉱業、採石業、砂利採取業	
		6	総合工事業	
D	建設業	7	職別工事業(設備工事業を除く)	
		8	設備工事業	
		9	食料品製造業	
		10	飲料・たばこ・飼料製造業	
		11	繊維工業	
	製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)	
		13	家具·装備品製造業	その他の
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業	業種
		15	印刷·同関連業	术任
		16	化学工業	
		17	石油製品·石灰製品製造業	
Е		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
		19	ゴム製品製造業	
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
		21	窯業·土石製品製造業	
		22	鉄鋼業	
		23	非鉄金属製造業	
		24	金属製品製造業	
		25	はん用機械器具製造業	
		26	生産用機械器具製造業	
		27	業務用機械器具製造業	



大分類				業種分類		
Е	製造業	27	業務用	月機械器具製造業	- その他の 業種	
		28	電子音	『品・デバイス・電子回路製造業		
		29	電気機	幾械器具製造業		
		30	情報通	通信機械器具製造業		
		31	輸送用	月機械器具製造業		
		32	その化	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気第	¥		
F		34	ガス業	4		
-		35	熱供約	業		
		36	水道第	¥ 		
		37	通信第	¥ 		
		38	放送第	*	サービス業・その他の	
		39	情報力	ナービス業		
	情報通信業	40	インタ	ーネット付随サービス業		
		41	映像・音	業種		
			410	管理・補助的経済活動を行う事業所	八庄	
G			411	映像情報制作·配給業	サービス業	
			412	音声情報制作業		
			413	新聞業	その他の	
			414	出版業	業種	
			415	広告制作業		
			416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	サービス業	
	運輸業、郵便業	42	鉄道第	*		
		43	道路於	客運送業	その他の	
Н		44	道路貨	貨物運送業		
		45	水運第	*		
		46	航空運	運輸業	業種	
		47	倉庫第	¥ 	-	
		48	運輸に	附帯するサービス業		
		49	郵便第	美(信書便事業を除く)		
	卸売業、小売業	50	各種的	新品卸売業	卸売業	
I		51	繊維·	衣服等卸売業		
		52	飲食料			



大分類				業種分類	
I	卸売業、小売業	53	建築材	t料、鉱物·金属材料等卸売業	卸売業
		54	機械器	具卸売業	
		55	その他		
		56	各種商	品小売業	小売業・ 飲食業
		57	織物·	衣服・身の回り品小売業	
		58	飲食料		
		59	機械器	具小売業	
		60	その他	の小売業	
		61	無店舗	小売業	
	金融業、保険業	62	銀行業	4	
		63	協同組]織金融業	
		64	クレジ	ットカード業等非預金信用機関	
J		65	金融商	品取引業、商品先物取引業	
		66	補助的	3金融業等	その他の 業種
		67		(保険媒介代理業、保険サービス業を	
		68	含む)		
	不動産業、物品賃貸業	69		<u>- 4871未</u> 賃貸業・管理業	
		09	690	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
			030	日空 III II II II II II II	
			691	<)	
K			692	貸家業、貸間業	
			693	駐車場業	サービス業
			694	 不動産管理業	その他の
		E.C.			業種
		70 71	物品賃貸業		
L	224.4.4ETTT 1747		学術・開発研究機関 専門サービス業(他に分類されないもの)		
	学術研究、 専門・技術サービス業	72 73	専門リ		サービス業
	受けが扱う。 ころ来			[€] ⁺ ービス業(他に分類されないもの)	
			宿泊業		
	宿泊業、飲食サービス業	75 76	飲食業		小売業・
'''		77		` り・配達飲食サービス業	飲食業
			1.5 2/11		7,77



大分類		中分類(一部小分類)			業種分類	
		78	洗濯·3	理容·美容·浴場業		
		79	その他	の生活関連サービス業	サービス業	
			790	管理、補助的経済活動を行う事業所		
			791	旅行業	その他の 業種	
			792	家事サービス業		
Ν	生活関連サービス業、娯楽業		793	衣服裁縫修理業		
			794	物品預り業		
			795	火葬·墓地管理業	サービス業	
			796	冠婚葬祭業		
			799	他に分類されない生活関連サービス 業		
		80	娯楽業		・サービス業	
0	教育、学習支援業	81	学校教	育		
	教 月、于日义汲未	82	その他	の教育、学習支援業		
	医療、福祉	83	医療業		・ ・ ・ ・サービス業	
Р		84	保健衛生			
		85	社会保険·社会福祉·介護事業			
Q	複合サービス事業	86	郵便局			
Q		87	協同組合(他に分類されないもの)			
R	サービス業	88	廃棄物処理業			
		89	自動車整備業			
		90	機械等	修理業		
		91	職業紹	引介·労働者派遣業		
		92	その他	の事業サービス業		
		93	政治·統	経済·文化団体		
		94	宗教			
		95	その他	のサービス業		



別紙3 都税の納税証明書について

都税の納税証明書の提出に係る注意事項について

(1)法人の場合

- ① 法人事業税及び法人都民税の納税証明書を提出してください。(2税目が1枚にまとまっていても可)。
- ② 申請日時点で納期が到来している直近の決算期の納税証明書を提出してください。
- ③ 申請日時点で初めての納期限前の場合は、都税事務所に届け出た法人設立届の写し(受付印のあるもの)を提出してください。
- ④ 申請時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ一度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。
- ⑤ 納税直後のため納税証明書の発行が受けられない場合は、申請日時点で発行される最新の納税証明書(前期納税分)と直近で納付した際の領収書(領収日付印のあるもの)の写しを提出してください。
- ⑥ 法人事業税が非課税の場合も、納付すべき額に 0 円の記載がある、納税証明書をご提出ください。 ただし、収益事業を行わず、法人事業税が課税対象外の場合は、「(参考 2) 公益法人等における提出 が必要な納税関係の証明書類」に記載されている書類をご提出ください。
- ⑦ 法人都民税が免除されている場合、「(参考2) 公益法人等における提出が必要な納税関係の証明書 類」に記載されている書類をご提出ください。

(2)個人事業主の場合

- ① 個人都民税(居住地分、事業所地分)及び個人事業税の納税証明書を提出してください。
- *「個人都民税」とは一般に、「個人住民税」と「個人区市町村民税」とをあわせて「個人住民税」と呼ばれています。したがって、納税証明書については、居住地又は事業所地の区市町村から交付される「個人住民税」の納税証明書が必要です。
- ② 申請日時点で納税額が確定している直近年度の、直近の納期到達分を提出してください。
- ③ 申請日時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ一度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。
- ④ 納税直後のため納税証明書の発行が受けられない場合は、申請日時点で発行される最新の納税証明書(前期納税分)と直近で納付した際の領収書(領収日付印のあるもの)の写しを提出してください。
- ⑤ 個人事業税が非課税の場合は、確定申告書第一表、二表及び所得税青色申告決算書をご提出ください。



(参考1)法人・個人事業主別提出が必要な納税証明書一覧

企業等の形態	税目	提出が必要な書類	証明書発行機関	
法人	法人都民税	法人都民税納税証明書	都税事務所	
本 人	法人事業税	法人事業税納税証明書	何らん すい カバル	
	個人都民税 * 1	住民税納税証明書	(事業所地の)	
	(事業所地分)	(事業所地分)	区市町村の役所	
個人事業主	個人都民税 * 1	住民税納税証明書	(居住地の)	
1四八争未土	(居住地:住所地が	(居住地分)	区市町村の役所	
	都内の場合)	(店往地分)	四門門の牧別	
	個人事業税	個人事業税納税証明書	都税事務所	

^{*1} 個人都民税については、居住地及び事業所地が同じ市区町村にある場合は、住民税納税証明書は1 枚です。

(参考2)公益法人等における提出が必要な納税関係の証明書類

収益事業の有 無	納税証明書	社会福祉法人 学校法人等	公益社団法人公益財団法人	一般社団法人 一般財団法人 (非営利型)	一般社団法人 一般財団法人 (非営利型以 外)	NPO 法人
収益事業を行	法人事業税納	0	0	0	0	0
っている	法人都民税納 税証明書	△ * 2	0	0	0	0
収益事業を行	法人事業税納 税証明書	× * 3	× * 3	× * 3	0	× * 3
っていない	法人都民税納 税証明書	× * 3	△*4*5	0	0	0

- ○必須 △場合によっては免除 ×免除
- *2 社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校第64条第4項の法人に該当し、収益事業による所得の90%が本来の目的に充てられる場合は、次の書類ア及びイをご提出ください。
 - ア 法人都民税の課税・非課税の判定票(収益事業に係る所得金額に関する計算書)の写し
 - イ 確定申告書の写し
- *3 定款または寄付行為写し、決算報告書写しをご提出ください。
- *4 博物館の設置、学術研究目的のものについては非課税となりますので*2をご提出ください。
- *5 納税を免除されている場合は、次の書類アまたはイのいずれかをご提出ください。
 - ア 都民税(均等割)免除決定通知書
 - イ 法人都民税均等割申告書及び法人都民税均等割免除申請書